

ほっじん深川

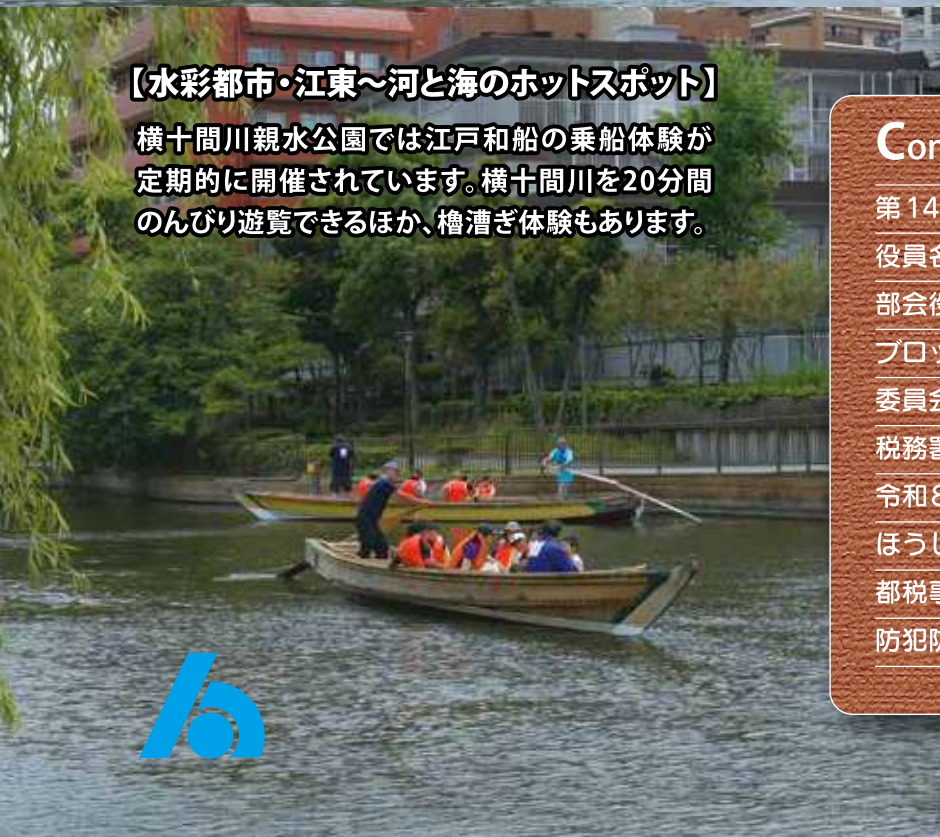
2026年

夏号



【水彩都市・江東～河と海のホットスポット】

横十間川親水公園では江戸和船の乗船体験が定期的に開催されています。横十間川を20分間のんびり遊覧できるほか、櫓漕ぎ体験もあります。



Contents

第14回通常総会開催	2
役員名簿	4
部会役員名簿	5
ブロック・支部編成	6
委員会一覧	6
税務署からのお知らせ	7
令和8年度税制改正大綱	10
ほうじんかいたより	13
都税事務所からのお知らせ	14
防犯防災の広場	15





令和8年 第14回通常総会開催



◀総会冒頭で挨拶を行う笹本会長

▲江東西税務署長
藤本英昭様

祝辞をいただいた来賓の皆様



▲東京都江東区税務所長
原島幸男様



▲江東区長
大久保朋果様



▲東京税理士会江東西支部
支部長 長須賀智津子様

6月11日、第14回通常総会を開催いたしました。今後も会員企業の皆様の手助けになるよう有意義な法人会活動を実施してまいります。

6月11日（木）、ホテルイースト21東京の永代の間において、第14回通常総会が開催されました。

今回は通例の事業報告、収支決算報告に加え、第3号議案として「法人会館建替の件」が上程されましたが、会員皆様のご協力の下、議事はすべて承認されました。



全法連功労者表彰
中山高德副会長



東法連功労者表彰
松本重宣理事

また、全国法人会総連合並びに東京法人会連合会の表彰状が披露伝達されました。

【表彰状の贈呈】

全法連功労者表彰
副会長 中山高德

東法連功労者表彰
理事 松本重宣

続く懇親会では、藤本江東西税務署長、原島東京都江東区税務所長、大久保江東区長はじめ多くの来賓にご臨席賜り、始終和やかな懇談が続けられ、盛会のうちに終了いたしました。

令和8年度の法人会活動に向けて



公益社団法人江東西法人会 会長
笹本 英之

常日頃、会員企業の皆様には江東西法人会の活動にご協力、ご理解をいただき、誠にありがとうございます。

6月11日（木）に開催された第14回通常総会において、議案すべてに承認をいただきました。特に法人会館建替を承認いただきましたことに御礼申し上げます。しっかりと計画し、限りある予算内で、後世に残る会館を建築していきたいと思っています。

現在の会員数は昨今の諸物価高騰、産業構造の変化、後継者不足、人材不足等の影響で、約1500社弱と減少傾向です。しかし、江東西管内では豊洲市場をはじめ、企業が増加傾向にあり、また、区民悲願であった区内南北をつなぐ地下鉄8号線の工延伸工事開始にも今後の会員増を期

待するところです。

一方、昨年度開催した「豊洲青果市場競り見学」、法人会員でもあります安青錦関所属の「安治川部屋稽古見学」、忘年会を兼ねた「会員交流会」には多くの会員に参加いただきました。今年度も会員の皆様に参加しやすい魅力ある事業を実施してまいりますので、ぜひ周りにお声掛けをしていただき、仲間を増やしていただきたいと思います。

結びに、法人会は公益社団法人として、そして良き経営者を目指す者の団体として、会員皆様方と共に納税意識の高揚と地域企業の健全な発展を図ってまいりたいと願っております。2期4年目となった役員一同尽力してまいりますので、今期もご協力のほどをお願いいたします。

和気あいあいと懇親会



▲美味しい食事をいただきながら会話に花が咲きます



▶乾杯のご発声は江東西税務署の古澤敏之副署長



◀新規入会の新しい仲間をご紹介。今後ともよろしくお願いいたします

全国女性フォーラム 埼玉大会に参加



4月16日（木）、女性部会で第20回全国女性フォーラム埼玉大会に出席しました。

会場では「税に関する絵はがきコンクール」に寄せられた25万点もの作品のうち、優秀作品を見ることができました。子供たちが租税教育での学びや気づきを絵はがきに表現していて、どの作品も力作揃いでした。

落語会の林家たい平氏による講演は会場が大きな笑いに包まれ、中でも「亡くなった方の名前は常に話の中に出してあげることが一番の供養になる」というお話がとても印象に残りました。

（女性部会副部長 中村友子）

令和8年度 公益社団法人 江東西法人会 役員名簿

(役員氏名の五十音順)

役職名	法人名	氏名	役職名	法人名	氏名
会長	(株)城東自動車整備	笹本英之	副会長	(株)及川健康管理士事務所	及川寿彦
副会長	(株)高砂不動産	貝瀬栄治	副会長	アイシン工営(株)	駒野智久
副会長	真生印刷(株)	真山明夫	副会長	(株)田口硝子工業所	田口賢治
副会長	田中船用品(株)	田中伸一	副会長	(株)ちくま食品	竹口友章
副会長	中山ライニング工業(株)	中山高德	副会長	丸三建設工業(株)	名倉英樹

常任理事	丸榮木材(株)	飯島隆治	常任理事	(有)みなとや糸店	石井紀男
常任理事	(有)岩瀬自動車整備工場	岩瀬晴彦	常任理事	宇佐美造林(株)	宇佐美 悟
常任理事	(有)大野モータース	大野時弘	常任理事	(株)センターリード	大山基旭
常任理事	(株)オグラ	小倉太郎	常任理事	(株)香取	香取晴美
常任理事	愛都倉庫(株)	佐藤 靖	常任理事	(株)鈴浅建設	鈴木浅男
常任理事	(株)田巻屋	田巻照明	常任理事	(株)日冠	永井康栄
常任理事	(株)服部製作所	服部浩一郎	常任理事	有明興業(株)	山本康貴
常任理事	結城運輸倉庫(株)	結城賢進	理事	(有)浅野工業所	浅野静雄
理事	櫻井工業(株)	石田浩透	理事	大興商事(株)	岩本真吾
理事	(有)サニーブライト	大塚晶彦	理事	(有)尾花材木店	尾花栄一
理事	(株)キク住建	菊谷茂夫	理事	(株)伊勢屋鬼頭	鬼頭美紀
理事	(株)トーワ	久保昌昭	理事	第一倉庫(株)	小泉駿一
理事	エビス印刷工業(株)	小堀達也	理事	(有)丹頂管機	河野幸雄
理事	(株)I H I	斎藤 保	理事	(株)S-T-E-K-T	清水孝弘
理事	スズキマシンエンジニアリング(株)	鈴木輝男	理事	須澤工業(株)	須澤 多津雄
理事	(有)三幸苑	永野雅子	理事	(株)E-N-S-O-U	中森正樹
理事	(株)HGホールディングス	長谷川 志一	理事	(株)長谷川商店	長谷川 博康
理事	(有)クラシック美巧	平野孝夫	理事	細田木材工業(株)	細田 悌治
理事	(株)松本商店	松本重宣	理事	(有)山和インキ工業所	山本正和
理事	(一社) Buzz Cre	吉田 要	理事	(株)三栄堂	渡辺哲三
理事	イーグル司法書士事務所	矢部 祥太郎	専務理事	(公社)江東西法人会	横田光幸
監事	(株)荒井工務店	荒井勝正	監事	高橋淳子税理士事務所	高橋 淳子

青年部会 役員名簿

役 職 名	法 人 名	氏 名	担 当
部 会 長	結 城 運 輸 倉 庫 (株)	結 城 賢 進	
副 部 会 長	(株) 堀 ビ ル デ ィ ン グ	堀 敬 太	総 務
副 部 会 長	(株) H G ホールディングス	長谷川 志 一	組 織
副 部 会 長	(株) 菅 崎 電 気 商 会	池 田 友 梨 枝	会 計
副 部 会 長	有 明 興 業 (株)	永 野 雄 基	広 報
副 部 会 長	(株) プリントン・コミュニケーションズ	岩 崎 智 樹	研 修
副 部 会 長	(株) 及 川 健 康 管 理 士 事 務 所	及 川 祐 介	社 会 貢 献
副 部 会 長	(有) 川 島 造 花	重 田 博 哉	社 会 貢 献
副 部 会 長	愛 都 倉 庫 (株)	佐 藤 悠 貴	健 康 経 営
副 部 会 長	(株) 水 谷 工 業 所	水 谷 豪	健 康 経 営
副 部 会 長	(株) ベ ル 興 産	鈴 木 惇 也	健 康 経 営
副 部 会 長	(株) F O R L I F E	丹 治 健	健 康 経 営
会 計 監 事	(有) 深 川 し ま だ	大 西 登	
会 計 監 事	(一 社) B u z z C r e	吉 田 要	

女性部会 役員名簿

役 職 名	法 人 名	氏 名
部 会 長	(株) 香 取	香 取 晴 美
副 部 会 長／書記	(株) 辰 巳 商 会	山 本 春 美
副 部 会 長	須 藤 鉄 工 (株)	須 藤 由 利 子
副 部 会 長／会計	(有) 中 村 守 克 商 店	中 村 友 子
監 事	(株) デ ・ ラ ジ ャ ス	木 村 絹 子
支 部 長	(株) ク レ ー ル イ シ ミ	石 見 羽 津 映
支 部 長	(株) 山 順	山 形 み さ 子
支 部 長	東 豊 電 気 (株)	増 田 和 代

源泉部会 役員名簿

役 職 名	法 人 名	氏 名	担 当
部 会 長	有 明 興 業 (株)	山 本 康 貴	
副 部 会 長	(株) フ ジ ク ラ	田 中 一 壽	研 修 ・ 総 務
副 部 会 長	大 出 産 業 (株)	今 村 哲 也	会 計
運 営 委 員	庄 司 木 材 (株)	佐 藤 宏	研 修
運 営 委 員	秋 元 運 輸 倉 庫 (株)	岩 崎 真 純	総 務
監 事	(有) サ ニ ー プ ラ イ ト	大 塚 晶 彦	
監 事	吉 田 建 材 (株)	笹 谷 和 博	

令和8年度 ブロック・支部編成

※支部の都合で3、5、7、14、15、22、33 支部は欠番

町 名	支部	支部長	ブロック	ブロック長
佐 賀	1	清水孝弘	1	田中伸一
福 住				
永 代	2	河野幸雄		
門前仲町	4	小倉太郎		

富岡	6	鬼頭美紀	2	石井紀男
牡丹	8	永野雅子		
古石場	9	石井紀男		
越中島				

新木場 1	10	尾花榮一	3	飯島隆治
新木場 2	11	細田悌治		
新木場 3・4	12	松本重宣		
若 洲				

東陽 1～4	13	長谷川志一	4	服部浩一郎
東陽 5～7	16	中森正樹		

枝 川	17	大山基旭	5	大山基旭
塩 浜				
潮 見				
青 海	19	渡辺哲三		
豊 洲				
東 雲	20	長谷川博康		
有 明				
辰 巳				

木 場	21	小泉駿一	6	宇佐美 悟
深 川	24	石田浩透		
冬 木	25	宇佐美悟		

平 野	26	平野孝夫	7	岩瀬晴彦
三 好	27	鈴木輝男		
白 河	28	岩瀬晴彦		

清 澄	29	小堀達也	8	大野時弘
常 盤	30	山本正和		
新大橋	31	大塚晶彦		

森下 1～3	32	吉田 要	9	永井康栄
高 橋				
森下 4・5	34	菊谷茂夫		

扇 橋	35	須澤多津雄	10	田口賢治
千 石	36	岩本眞吾		
石 島				
千 田	37	浅野静雄		
海 辺				

猿 江	38	鈴木浅男	11	鈴木浅男
住 吉	39	久保昌昭		
毛 利	40	真山明夫		

令和8年度 委員会一覧表

委員会名	委員長	主な担当行事
総 務	及川寿彦 副会長	総会、新年賀詞交歓会・新春講演会 等
税 制	中山高德 副会長	税制研修会、税制改正提言 等
公益事業	駒野智久 副会長	区民まつり・桜まつり 税金クイズ、老人施設の慰問 等
厚 生	真山明夫 副会長	健康講演会、歩く会、 会員福利厚生事業 等

委員会名	委員長	主な担当行事
事業研修	竹口友章 副会長	新設・決算法人説明会、 秋季研修会 等
広 報	田口賢治 副会長	広報紙『ほうじん深川』・ ホームページ編集企画 等
組 織	名倉英樹 副会長	会員勸奨、部会・ブロック・ 支部各事業 等
健康経営	貝瀬栄治 副会長	会員企業の経営強化に関 すること
豊洲会員拡大	田中伸一 副会長	豊洲市場会員拡大 等

法人の方へ

インボイス制度 に関するお知らせ

令和8年10月1日から
インボイス制度に係る経過措置が変わります

令和8年度
税制改正特集

2割特例※については、
令和8年9月30日までの日の属する課税期間で終了します

※ 2割特例とは、インボイス発行事業者の登録を機に免税事業者から課税事業者となった方が、納付税額を売上げに係る消費税額の2割とすることができる制度



簡易課税への円滑な移行措置として、
2割特例を適用した翌課税期間であれば、**申告期限まで※**に
簡易課税制度選択届出書を提出することで、その翌課税
期間から簡易課税制度を適用可能です

例 3月決算法人の場合、令和8年3月期において2割特例を適用していたのであれば、令和9年3月期の
申告期限(令和9年5月31日)までに提出すれば、令和9年3月期において簡易課税制度が適用可能

※ 当該期間が令和8年9月30日以前に終了する課税期間である場合、その課税期間の末日まで

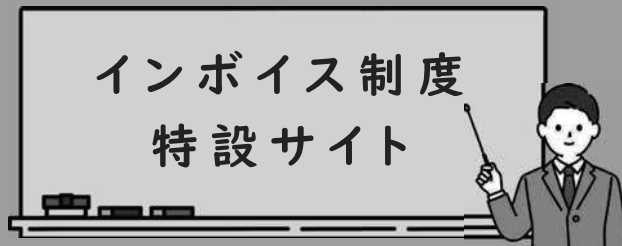


免税事業者等からの課税仕入れにつき一定割合を控除可能
とする経過措置について、令和8年10月1日からその割合
が80%から**70%※**となります

※ 令和10年10月1日から50%、令和12年10月1日から30%、令和13年10月1日からは控除不可



インボイス制度 特設サイト

インボイス制度
特設サイト

国税庁HPの「インボイス制度特設サイト」に、制度のポイントを解説した動画やインボイス
の記載事項に関するチェックシート・解説マンガなど、制度に関する情報を掲載しています。



国税庁(法人番号 7000012050002)

(令和8年4月)

イベント レポート

公益事業委員会が桜まつりで広報活動

4月5日（日）、「常盤二丁目桜まつり」会場の一角をお借りし、公益事業委員会の企画で「税金クイズ」を実施しました。

前日の雨で開催が心配されましたが、当日はお天気にも恵まれ、桜の下で法人会のPRができました。常盤二丁目町会ははじめ、お手伝いいただいた江東西税務署の皆様、江東西法人会の役員の皆様ありがとうございました。（公益事業委員長 駒野智久）



大相撲五月場所で会員交流会

5月11日（月）に会員交流会が行われ、総勢53名の会員の皆様が、大相撲夏場所2日目を両国国技館で観戦いたしました。残念ながら横綱 大の里は初日から、横綱 豊昇龍が当日休場となり横綱土俵入りは見られませんでした。お弁当をつまみにしてビール片手に大関以下の関取の熱戦に見入っていました。国技館のお土産の入った大きな紙袋を持った帰り道、皆様のお顔は素敵な笑顔がいっぱいでした。（専務理事 横田光幸）

安治川部屋通信 #08

逆境を乗り越え、ますます努力いたします

歴史的綱取りから一転、大関 安青錦は春場所中に左足指を負傷し、入門以来初の負け越し。カド番で迎えた5月場所は、場所前の稽古で左足首を負傷し、残念ながら全休。名古屋場所は番付降下が予想されます。

まさかの坂。まさにそんな様子でした。ただし、逆境を「不幸」と捉えるか否かは自分たち次第と考えています。確実なりハビリと治療、地道な稽古の再開、丁寧に大切に、日常を重ねております。

状況を踏まえて開催を躊躇った「大関昇進披露宴」は皆様にご後援とご激励をいただき、1,100人のお客様にお披露目させていただきました。「感謝」という言葉の重みと有難さをここに実感し、本年下半期に向けますますます努力いたします。

（安治川部屋女将・杉野森 絵莉）

●安治川部屋の最新情報はここから

ホームページ <https://www.ajigawa.com>

Instagram <https://www.instagram.com/ajigawabeya>

X https://x.com/ajigawa_beya



▲6月7日（日）、千代田区のホテルニューオータニで盛大に開催された「大関昇進披露宴」



連載コラム

～第2回～

メリット5! こちら、深川消防団です!

※タイトルの「メリット5」とは、無線機の通信が雑音なく、声が明瞭に届く状態を指します。

地域を守る熱い“輪”!—— 深川消防団の夏



深川消防団 岩淵初美

江東区生まれ。2013年に深川消防団に入団。応急手当指導員、防災士、防災コーディネーターなど多くの資格を取得し、区内教育現場や保育現場にて総合防災教育を行っている。能登半島地震の際には個人で災害ボランティアに参加。キャッチフレーズは「仕事をかけもち、エプロンを脱げば消防団、ペンを持てば防災士。」



▲深川八幡祭りの警備活動や神輿への放水にも協力しています



◀消防操法とは迅速かつ的確・安全にポンプやホースを操作するための基本動作です



▲岩淵さんが所属する第九分団は3位でした

「285」この数字は、深川消防団員の数です。地域の安全・安心のため日々活動をしています。この数は果たして多いのでしょうか？ 少ないのでしょうか？

去る5月24日（日）、豊洲市場水産棟において、消火技術の迅速さと正確さを競う「深川消防団 第45回 消防操法大会」が開催されました。管内10個の分団が結束を固め、仲間と切磋琢磨する貴重な機会として、熱い訓練を重ねました。当日は見事な規律と熱いチームワークが披露され、激戦の末、優勝は第八分団、準優勝は第二分団、第3位は第九分団となりました。

大会を終え、興奮冷めやらぬ団員たちはすぐに夏の準備へと向かいます。深川八幡祭りをはじめ、各地の夏祭りの警戒や放水訓練がスタート。中でも54基の神輿へ勢いよく放水する姿は圧巻のひとつです。地域と消防団が強い「輪」でつながり、今年も熱い夏を盛り上げます。

しかし、昨今は厳しい酷暑が続いています。皆さまも日頃からの備えやこまめな水分・塩分補給、適切な休息を心がけ、「自分の身は自分で守る」熱中症対策をお願いいたします。決して無理をせず、健康に留意して共にこの夏を乗り越えましょう。

特別区消防団HP 首都東京を守る消防団

消防団では常時、消防団員を募集しております。入団資格や報酬など詳しいことは東京消防団の公式ホームページをご確認ください。



<https://tokyo23-syobodan.metro.tokyo.lg.jp>

深川消防団をもっと知ろう!

深川消防団では日常の活動や訓練の様子を伝える広報誌「さきもり」を年2回発行。江東区役所や深川消防署などで入手できるほか、ホームページでも読むことができます。



深川消防団ニュース「さきもり」

<https://fukagawasyouboudan.jimdofree.com>

【お詫びと訂正】「ほうじん深川2026年春号」において掲載した税制改革大綱が誤っておりまして、関係者の皆様にお詫び申し上げます。本年度の大綱を改めて掲載いたします。

令和8年度 税制改正大綱 — 法人会の税制改正提言 —

中小企業の少額減価償却資産は40万円まで拡充！

特例承継計画の提出期限も延長される！

政府は、令和7年12月26日に令和8年度税制改正大綱を閣議決定いたしました。法人会が提言していた、中小企業に対する少額減価償却資産の特例措置については、取得価格要件が40万円未満に引き上げられ、特例承継計画の提出期限も緩和されました。インボイス制度導入に伴う免税事業者や小規模事業者に対する経過措置も緩和されることになりました。主な内容をお知らせします。

法人税関係

■少額減価償却資産の特例

中小企業等の少額減価償却資産について、減価償却資産の取得価額は30万円未満から40万円未満に引き上げられます。

■特定生産性向上設備等投資促進税制の創設

生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェアで、特定生産性向上設備等に該当するものを取得等した場合に、即時償却又は税額控除が選択適用できます。（※取得価額の合計が中小企業で5億円以上）

■賃上げ税制

①大企業向け 令和8年3月31日で廃止されます。
②中堅企業向け 常時使用する従業員の数が2,000人以下である法人向けの措置は、適用期限である令和8年3月31日で廃止されます。令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度については、適用条件となる継続雇用者比較給与等支給額の増加割合を3%から4%に引き上げ、税額控除率の上乗せは、増加割合5%以上の場合に5%の加算、増加割合6%以上の場合には15%の加算とされます。また、教育訓練費に係る上乗せ措置は廃止

所得税・住民税関係

■基礎控除等の改正

①基礎控除及び給与所得控除 基礎控除104万円と給与所得控除74万円を合わせて、給与所得者であれば収入178万円までは、所得税がかからなくなりました。収入金額に応じた基礎控除は次のとおりです。

給与収入	基礎控除
665万円以下	104万円
850万円以下	67万円
2,545万円以下	62万円
2,595万円以下	48万円
2,645万円以下	32万円
2,695万円以下	16万円
2,695万円超	—

②同一生計配偶者及び扶養親族の所得要件 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額の要件が、現行の58万円以下から62万円以下に引き上げられます。
③ひとり親控除 ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件が、現行の58万円以下から62万円以下に引き上げられます。

③中小企業向け 教育訓練費に係る上乗せ措置は、廃止されます。

■住宅ローン減税

住宅ローン減税について、適用期限が令和12年12月31日までと5年間延長になります。概要については次のとおりです。
①認定住宅等の新築

住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和8年 ～ 令和12年	4,500万円	0.7%	13年
ZEH水準省エネ住宅		3,500万円		
省エネ基準適合住宅	令和8年 ～ 令和9年	2,000万円		

②認定住宅等である既存住宅

③買取再販住宅・既存住宅の取得・住宅の増改築

住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和8年 ～ 令和12年	3,500万円	0.7%	13年
ZEH水準省エネ住宅				
省エネ基準適合住宅		2,000万円		

なお、年齢40歳未満で配偶者を有する者、年齢40歳未満で配偶者を有する者、年齢19歳未満の扶養親族を有する者には、借入限度額の上乗せ措置があります。また、床面積が40㎡以上50㎡未満である居住用家屋についても、住宅ローン減税の適用ができることとされます。ただし、控除期間のうち合計所得金額が1,000万円を超える年については、適用されません。

■子どもNISA

NISA口座の開設可能年齢の下限が撤廃されます。年間の投資額が60万円まで、累計で600万円まで利用が可能です。以前のジュニアNISAが18歳まで引き出すことができなかったことと比較すると、子どもが12歳以上になった場合に、教育費などに充てることが可能です。

■暗号資産の譲渡に分離課税が適用

暗号資産取引業を行う者に対して暗

号資産の譲渡等をした場合に、その譲渡等による譲渡所得等について、他の所得と分離して20%（所得税15%、個人住民税5%）の税率により課税されます。また、譲渡損失が生じた場合に3年以内の繰越控除が認められます。

金融商品取引法の改正法が施行された日の属する年の翌年の1月1日以後に行われる暗号資産の譲渡等について適用されます。

■私算債の分離課税適用の厳格化

同族会社の役員等が、その同族会社以外の法人が発行した社債の利子で、実質的にその同族会社から支払を受けるものと認められる場合の利子を、総合課税の対象とします。

令和8年4月1日以後に支払いを受けるべき利子から適用されます。

■ミニマムタックス課税の強化

特定の基準所得金額の課税の特例について、特例対象者が、個人でその者のその年分の基準所得金額が3億3,000万円から1億6,500万円を超え、22.5%から30%に引き上げられます。また、令和9年分以後の所得税について適用されます。

■青色申告特別控除について

その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する国税関係簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより電磁的記録の保存等を行っていること、この要件を満たす場合、控除額が65万円から75万円に引き上げられます。

また、10万円の青色申告特別控除の対象者から簡易な簿記の方法により記録している前々年の年収1,000万円を超え、9年分以後の所得税に適用されます。

■通勤のために自動車など交通用具を使用する場合の非課税限度額

通勤距離が片道65km以上の者の1月当たりの非課税限度額が次のように引き上げられます。

また、一定の要件を満たす駐車場等を利用してする場合の1月当たりの非課税限度額は、その通勤距離の区分に応じた非課税限度額に1月当たりの当該駐車場等の料金相当額（上限は5,000円）を加算した金額となります。

現行		改正案	
通勤距離の区分	非課税限度額	通勤距離の区分	非課税限度額
片道55km以上	38,700円	片道55km以上 65km未満	38,700円
		片道65km以上 75km未満	45,700円
		片道75km以上 85km未満	52,700円
		片道85km以上 95km未満	59,600円
		片道95km以上	66,400円

■食事の支給による経済的利益

食事の支給により受ける経済的利益について非課税限度額が月額3,500円から月額7,500円に引き上げられます。また、深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭について非課税とされる1回の支給額が300円以下から650円以下に引き上げられます。

相続税・贈与税関係

■教育資金の一括贈与の非課税制度の廃止
1,500万円までの教育資金の一括贈与制度について令和8年3月31日までとされている取扱いは延長せずに終了することとなります。

■事業承継税制の承継計画の提出期限の延長

個人の事業用資産に係る相続税贈与税の納税猶予制度について、個人事業承継計画の提出期限を2年6月延長して、令和10年9月末までとなります。また、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承継計画の提出期限を1年6月延長して、令和9年9月末までとなります。

資産税関係

■貸付用不動産の評価

①被相続人等が課税時期前5年以内に取得した一定の貸付用不動産は、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価されます。

②不動産の小口化商品の対象とされて

消費税関係

いる貸付用不動産については、その取得の時期にかかわらず、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価されます。

■国境を越えた電子商取引

①少額免税の廃止
従来は1万円以下の貨物については、関税と消費税が免除されていましたが、通信販売の方法で海外から国内に宛てて発送される貨物については、1万円以下の譲渡について、消費税の課税対象になります。

②物販に係るプラットフォーム課税の導入
大手通販サイトなど、指定を受けたプラットフォーム事業者を介してその対価を収受する場合はプラットフォーム事業者が資産の譲渡等を行ったものとみなされます。

③特定少額資産販売事業者の登録制度
通信販売で、海外から国内宛に発送される一の資産の対価の額が税抜き1万円以下であるものの譲渡を行う事業者は、所轄する税務署長に特定少額資産販売事業者として登録を受けることができます。

登録事業者は、事業者免税点制度が適用されません。令和10年4月1日以後適用されます。

■インボイス制度の経過措置関係

①個人事業者向けの3割特例
個人事業者でインボイス登録により事業者免税点制度を受けられない令和9年・令和10年に含まれる各課税期間について、仕入税額控除の額を課税標準額に対する消費税額に7割を乗じた額とし、納付税額をその課税標準額に対する消費税額の3割とすることができま

②インボイスがない場合の経過措置
インボイスがない場合でも、税額相当額の80%を税額控除できる経過措置について令和8年10月から50%に変更される予定でしたが、次のとおり緩和されます。

期間	控除割合
令和8年10月1日から 令和10年9月30日まで	70%
令和10年10月1日から 令和12年9月30日まで	50%
令和12年10月1日から 令和13年9月30日まで	30%

その他

■固定資産税

償却資産に係る免税点が150万円から180万円に引き上げられます。令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用されます。

■防衛特別所得税

防衛特別所得税が創設されます。納税義務者は所得税の納税義務者です。所得税の源泉徴収義務者は、防衛特別所得税についても徴収して納付する必要があります。防衛特別所得税額は、その年分の基準所得税額に1%の税率を乗じて計算した金額となります。防衛特別所得税の課税期間は令和9年以後の当分の間とされています。

■軽油引取税の暫定税率

軽油引取税の暫定税率については、令和8年4月1日に廃止されます。

■ふるさと納税関係

ふるさと納税の控除限度額が、個人住民税所得割額の2割と193万円のうちいずれか低い金額となります。令和10年度分の個人住民税について適用されます。

☆記事内容についてのお問合せは…

T・S 税理士法人
税理士 飯田 聡一郎
TEL 03-5363-5958
FAX 03-5363-5449
HP <http://www.ida-office.jp/>

東京法人会連合会

ほうじんカレンダー

便利な法人会の同封サービスをご活用ください！

江東西法人会では、広報誌『ほうじん深川』と一緒に企業宣伝や営業案内のチラシやパンフレットをお送りする同封サービスを行っております。公式広報誌であるため信頼性が高く、コストも安く済みます。ぜひご活用ください。

●お問い合わせは江東西法人会 事務局まで
受付時間：月曜～金曜 9:00～16:30
電話番号：03-3644-6961
Eメール：koto-w@f2.dion.ne.jp

- 8月20日(木) 決算法人説明会 (江東西税務署)
- 9月1日(火) 理事会・合同役員会 (江東区文化センター)
- 9月3日(木) 会員企業向け健康診断 (江東区文化センター)
- 9月9日(水) 源泉部会税務研修会 (江東西税務署)
- 9月10日(木) 決算法人説明会 (江東西税務署)
- 9月18日(金) 秋季研修会 (森下文化センター)

歓迎！新規会員 どうぞよろしくお願ひします

令和8年3月16日～6月15日
(掲載希望のみ)

支部	種別	法人名	所在地	電話番号	URL	業種
17	正	(同) ZAQ	塩浜1-4-33-721	03-3640-4860	-	広告業
20	賛	コトブキ環境(株)	辰巳3-18-17	03-3522-5858	-	産業廃棄物収集運搬・処分業、 一般貨物自動車運送事業
21	正	(株) NEST	木場6-7-1-1階	03-6666-2011	http://www.nest11.co.jp	人材派遣業
30	賛	(有) ヴェルジェ	常盤1-7-3	03-5600-3616	-	植木レンタル業
30	賛	隅田川マルシェ実行委員会	常盤2-8-2	080-3355-2820	https://www.sumidagawa.market	小売業
32	賛	(株) シラカワ・サービス	森下1-11-7	03-3631-7580	-	自転車販売、修理業
37	正	(株) レイノア	海辺19-16	090-6844-7317	-	コンサル業

法人会会員企業の皆様の為の福利厚生施設

ラフォーレ倶楽部

法人会では会員企業の皆様の福利厚生にお役立ていただくため、ラフォーレ倶楽部へ加入しています。
目的やプランにあったラフォーレをお選びください。

- 利用対象者
法人会会員企業の役員・従業員とその家族。
- 予約開始日
ご予約は利用日の4か月前の月の1日 9:00から、
※トップシーズンは予約方法・予約開始日が異なります。
- 予約方法
東法連ホームページの会員専用ページをご覧ください。
[WEB] <http://www.tohoren.or.jp>
※会員専用ページをご覧いただく際には、ログインIDとパスワードが必要になります。
ご不明な場合は、所属法人会へお問合せください。

- 利用当日
フロントで企業名を確認いたしますので、健康保険証など企業名を明らかにできるものをご持参ください。
- キャンセル料
利用日の前週同曜日の17:00以降キャンセル料が発生します。
※団体利用、トップシーズンの利用はキャンセル料発生日が異なります。ご予約の際にご確認ください。
※チェックインの際、デポジットとしてクレジットカードのプリントまたは現金をお預かりさせていただきます。また、ラフォーレ倶楽部会員料金でご利用の場合、Marriott Bonvoy™会員特典の対象外となります。
※掲載の料金は、定員利用時1名様あたりの料金で、消費税・サービス料込の総額表示です。別途入湯税(松尾を除く)を申し受けます。※ホテル・日程により1泊2食付のご予約に限らせていただく場合がございます。※シーズンごとに各種プランをご用意いたします。詳しくはラフォーレ倶楽部WEBサイトをご覧ください。※写真はイメージです。※掲載の内容は2026年4月時点のものです。

ホテルラフォーレ那須

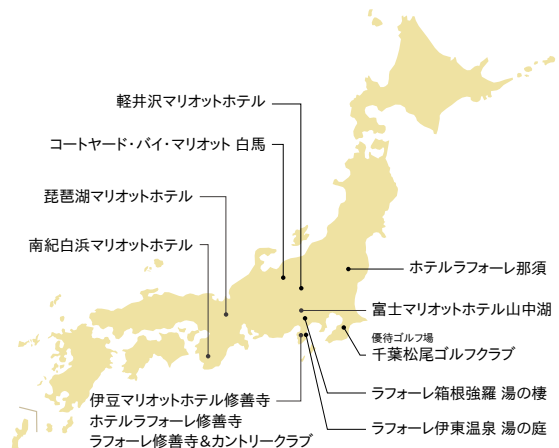
栃木県那須郡那須町湯本206-959



客室数
118室
客室
洋室(2～3名用) / 和室(4名用) / 和洋室(4名用) / フォレストコテージ(5～6名) / デラックスルーム(2名用) / ドッグコンフォートコテージ(2～5名) / ドッグコテージ(2～5名)
宿泊料金
◎素泊まり: 5,000円～
◎朝食: 3,300円
◎夕食: 6,600円～
交通
東北新幹線・那須塩原駅下車、送迎バス約40分(要予約)。



※上記「ホテルラフォーレ那須」は一例です。





ほうじんかいだより

部会や支部の
日々の活動をご紹介します。

女性 部会

蔵の街をめぐる日帰り研修会



4月14日(火)、江東区文化センターにて女性部会事業報告会を開催いたしました。

また、5月16日(土)には日帰り研修会で栃木へ行ってまいりました。栃木市の「蔵の街」では懐かしい古い街並みを散策し、帰りの車内では恒例の発句会。好評だった句をご紹介します。

竹林に千の風運ぶスズメの子
風薫る歩み止めて深呼吸
バス旅へ心急ぎし新茶飲む

(女性部会副部長 山本春美)

青年 部会

事業報告会を開催しました



▲令和8年度も活発な法人会活動に期待!

4月28日(火)、富岡区民館で事業報告会を開催しました。令和7年度の活動実績を振り返るとともに、令和8年度の計画について活発な意見交換を実施。今年度は吉田要さん、丹治健さんが新役員に加わり、法人会活動にもさらに勢いが増えています。

昨年度に続き地域間交流や各種イベント連携を深め、全国の集い島根大会にも大きな期待が高まっています。

(青年部会副部長 永野雄基)

広報委員会より

広報委員長 田口賢治

「ほうじん深川」リニューアル2号目となる夏号をお届けします。

今年も5月の連休から猛暑が続き、6月に入るやいなや、台風6号が日本列島を直撃しました。目まぐるしく変わる天候に、さぞや皆さま大変な思いをされたことと思います。

暑さはこれから本番です。くれぐれもお身体をご自愛ください。

●法人会事務局 E メール koto-w@f2.dion.ne.jp

源泉 部会

法人以外への報酬にご注意



▲講師は江東西税務署の関孝浩上席国税調査官

去る5月14日(木)、「報酬・料金等」と題した研修会を江東西税務署会議室で開催し、源泉徴収の対象となる報酬や料金について学びました。

対象の条件は居住者または内国法人へ支払うことが前提ですが、内国法人に関しては馬主の賞金のみと極めて限定的です。そのため誤りを防ぐためには、覚えるよりも、法人以外への支払いを行う際に確認する癖を身に着けたほうが良いそうです。

(源泉部会監事 大塚晶彦)

江東西法人会 公式ホームページのご案内

江東西法人会ホームページでは入会方法や行事のお知らせなどのほか、この「ほうじん深川」のバックナンバーも公開しております。ぜひご覧ください。



<https://www.kotonishi.jp>

江東都税事務所からのお知らせ

ー都税についてのお知らせー

「電子申告手続は税理士」、「納税手続は法人」の場合に、便利な情報をお届けします

法人の都民税・事業税等について、関与税理士が eLTAX で電子申告した場合でも、利用者 ID と暗証番号を共有いただければ、法人側で、ダイレクト納付などの電子納税が簡単にできます！

詳細は、eLTAX 電子納税チラシをご確認ください。

(https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/tax/about_eltax)

【東京都主税局】

eLTAX 電子納税のご案内



**「電子申告手続は税理士」、「納税手続は法人」の場合に、
便利な情報をお届けします**

法人の都民税・事業税等について、関与税理士が eLTAX で電子申告した場合でも、利用者 ID と暗証番号を共有いただければ、法人側で、ダイレクト納付などの電子納税が簡単にできます！

詳しくは、こちら⇒



税理士



電子申告

利用者ID
暗証番号
を共有

電子納税

法人



以下の方法から選べます

- ・ダイレクト納付
- ・インターネットバンキング
- ・クレジットカード

【お問合せ先】

東京都主税局徴収部徴収指導課

TEL（直通）：03-5388-2984



深川警察署・深川消防署からのお願い

警視庁防犯アプリ
デジポリスで詐欺電話を
ブロック

山崎 佑奈

STOP 詐欺被害

国際電話番号ブロックシステム
新搭載！

警察が把握した犯行利用電話番号もブロック！！



iOS



Android

街とともに 人とともに
いっしょに安全なまちを築きましょう



注意喚起！

御社の「代表取締役」を騙る詐欺メールが急増中

昨年12月半ばより、法人の経営者や役員を装い、従業員を騙して現金を振り込ませる、新しい形態の詐欺が爆発的に増加しています。

実際に金銭的な被害も確認されており、非常に危険な状態です。

手口の流れ

- 1 自社の社長や役員名義でメールが届く
送信元を偽装し、一見すると御社の「代表取締役本人」からの業務連絡に見えるメールが届きます。
- 2 LINEなどのトークアプリに誘導する
「LINEグループを作って欲しい」との業務命令と共に、招待用のQRコードを送付してきます。
- 3 架空の入金話を信じ込ませる。
「急ぎの資金入金予定がある」「至急指定の口座に立て替え入金をして欲しい」などと、社長や役員になりすまして指示を出します。

被害に合わないための対策

- 社長や役員からの、急な入金指示はまず確認を
メールや電話は、発信元の表示を偽装できます。
入金業務はしっかりと確認をしましょう。
- 社内の入金ルールを徹底する
多額の入金業務は、確認の上承認とのルール作りが有効です。



お問い合わせ先
深川警察署
生活安全課 防犯係
03-3641-0110

夏本番へ向けて…

早めの熱中症対策を！

熱中症を予防するには？

① 体を暑さに慣らししていく

体を暑さに慣らすことを暑熱順化といいます。
日頃から運動することで、汗をかく習慣を身につけ、暑さに慣れた体をつくりましょう！



② 早めに、こまめに水分補給

のどが渇く前にこまめに水分補給！特に高齢者や乳幼児は注意！
大量に汗をかいたときは、塩分も補給しましょう。



③ 高温・多湿・直射日光を避ける

屋内では、エアコン等を迷わず使用し、涼しい環境で過ごしましょう！
帽子や日傘を使いましょう！



救急車を呼ぶか？病院へ行くか？

そんな時には…

東京版救急受診ガイド

AI技術を導入してリニューアル！

いざという時に落ち着いて
使えるように試してみよう！



予防課 防火管理係 03-3642-0119

#7119

こちらからもつながります 23区 03-3212-2323 多摩地区 042-521-2323

電話でも！ 知ろう 使おう #7119 ネットでも！

電話で相談
東京消防庁救急相談センター

ネットでガイド
東京版 救急受診ガイド

水彩都市・江東～河と海のホットスポット②

さまざまな舟で水遊び!



▲穏やかな川面を手漕ぎでのんびり進む和船。船頭さんの解説や櫓漕ぎの指導も楽しいです



▲横十間川親水公園の海辺乗船場

【江東区内の舟遊びスポット】

●横十間川親水公園 ボート場

所在地：江東区扇橋 3-22-9 先、東陽 6-2-7 先
ホームページ：<https://www.city.koto.lg.jp/470705/machizukuri/kasenkoen/annai/7479.html>

●豎川河川敷公園 カヌー・カヤック場

所在地：江東区亀戸 1-1
ホームページ：<https://www.tatekawa-riverbed-park.jp/guide/canoekayak/>

●有明親水海浜公園

所在地：江東区有明 1 丁目
ホームページ：https://www.tptc.co.jp/park/02_07

●海の森水上競技場

所在地：江東区海の森 3-6-44
ホームページ：<https://www.uminomori.tokyo>



◀横十間川親水公園でボートに乗るなら、豊住橋近くの尾高ボート乗り場へ。和船運行日は海辺ボート乗り場は休場となります

▼豎川河川敷公園の横十間川寄りにあるカヌー・カヤック場。カヌーは子どもたちにも大人気!



東京湾に面し、多数の運河を有する“水彩都市”江東区は、昔から埠頭や棧橋、船着場などの水運施設が発達してきました。今回は和船やボートなどさまざまな小舟に乗ることができるスポットをご紹介します。水遊びして猛暑の夏を乗り越えましょう!

都会のど真ん中で和船やカヤックを体験!?

江東区では現在、荷足船（にたりぶね）や網船など 7 艘の和船を所有。うち 6 艘が横十間川親水公園に保存されており、海砂橋際の海辺乗船場で毎月 4 回程度開催される「和船乗船体験・櫓漕ぎ体験」は伝統ある江戸和船に乗れる貴重な機会になっています。

和船の施設は各地にあります。無料で乗船でき、櫓漕ぎまで体験できるのはまさにここだけ。季節や天候にもよりますが、毎回 100 人以上が参加し、近年は外国人観光客も急増しているそうです。

この運行を支えているのがボランティア団体の「和船友の会」です。現在約 50 名ほどの会員がおり、船の修繕や維持管理だけでなく、操船技術の伝承と技能練習、安全訓練など幅広い活動を行っています。

ちなみに横十間川親水公園では和船以外にも、ボート場で手ごぎボートや足ごぎボートに乗ることができます。料金は 30 分 100 円。

カヌーに乗って自分で漕いでみたいのなら、首都高速 7 号小松川線高架下にある豎川河川敷公園の「カヌー・カヤック場」へ。装備の貸し出しがあり、指導員が丁寧に指導してくれるので、初心者でも安心です。

一方、有明親水海浜公園内に今年 4 月 1 日にオープンした砂浜（西入江）では利用登録することで SUP、シーカヤック、カヌーを楽しめるほか、海の森公園に 2020 年東京オリンピック・東京パラリンピックのボート／カヌー競技場として整備された「海の森水上競技場」でも、不定期ながらカヌーや SUPなどを体験できる「水上スポーツ体験」が開催されます。